

相良村地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

第2期 令和8年度 ～ 令和12年度
(2026年度～2030年度)

令和8年3月

相良村

改訂履歴表

令和3年3月 策定	新規計画のため
令和8年3月 策定	第2期計画

-目次-

第1章 基本的事項

1. 計画目的
2. 基準年度・計画期間
3. 対象範囲
4. 対象とする温室効果ガス

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量
2. 要因別の排出状況
3. 削減目標

第3章 目標達成への取り組み方針と項目

1. 取り組み方針
2. 取り組み項目と具体的内容

第4章 推進体制及び点検・見直し、公表

1. 推進体制
2. 進行管理
3. 公表

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法）第21条第1項」に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものとされています。

相良村では実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減に向けて庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進していきます。

2. 基準年度・計画期間

基準年度を平成31年度（令和元年度・2019年度）、本計画期間は令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

3. 対象範囲

本計画の対象範囲は、相良村が行う事務及び事業のすべてとします。

また、計画の対象となる施設・設備（図1-1）及び公用車（図1-2）については次のとおりですが、その他の施設については、エネルギー使用状況の把握が困難及び使用実績が極めて少ない等の理由により対象外としています。今後把握方法を検討し、次期計画では対象とすることを検討します。

図1-1 (施設・設備関係)

機関	主管課	担当係	保有施設名称等
庁内部局	総務課	行政係	防犯灯、四浦出張所 消防積載車
		財政係	庁舎、生活改善センター 夜狩尾生活改善センター 村営住宅
	企画商工課	企画情報係	—
		商工観光係	—
	税務課	課税係	—
		徴収係	—
	農林振興課	耕地係	—
		林務係	林業総合センター
		農業係	川辺構造改善センター 柳瀬構造改善センター
	保健福祉課	福祉係	—
		国保係	—
		保健係	ふれあいセンター、せっけん製造工場
		戸籍係	—
	建設課	建設係	—
		管理係	小公園
		上下水道係	下四浦農集排処理施設 中四浦農集排処理施設 川地区農集排処理施設 初神地区簡易水道施設 田代地区簡易水道施設 川辺地区簡易水道施設 深水地区簡易水道施設 柳瀬地区簡易水道施設
		会計室	—
	関係機関	農業委員会事務局	—
		議会事務局・監査事務局	—
		教育委員会	学校教育係
社会教育係			総合体育館、弓道場、総合グラウンド ふるさと館

図1-2（公用車関係）

機関	管理課	
庁内部局	総務課	村長車 1台 パトロール車 1台 集中管理車 6台
	企画商工課	管理車（軽）2台
	税務課	管理車（軽）1台
	農林振興課	管理車（軽）2台 管理車（普）1台
	保健福祉課	軽トラ 1台 保健指導車（軽）2台 外出支援車両（普通）1台
	建設課	管理車（普）1台 管理車（軽）2台 管理車（2tダンプ）1台
	会計室	管理車（軽）1台
関係機関	農業委員会事務局	なし
	議会事務局・監査事務局	なし
	教育委員会	スクールバス 3台 管理車（軽）2台

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象となる温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定されている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類ですが、二酸化炭素以外の温室効果ガスは排出量全体に占める割合が極めて小さく、本村の事務事業における排出量も小さいので、今回は対象から除きます。

基本的な算定の考え方

温室効果ガス総排出量は、上記の7種類のガス排出量に、各ガスの地球温暖化係数を乗じ、その合算により求められます。地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する施行令第4条に定められています。(下図参照)

地球温暖化係数

ガス種類	産業・社会・生活活動にかかる発生源	地球温暖化係数	本計画の対象物質
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料(石油・石炭など)の燃焼、廃棄物焼却、電力の供給、工業プロセス等	1	○
メタン (CH ₄)	畜産の消化器官内発酵、稲作、下水処理、燃料の燃焼(自動車の走行)、廃棄物の埋立等	25	-
一酸化二窒素 (N ₂ O)	肥料、畜産、下水処理、燃料の燃焼(自動車の走行)、工業プロセスや農業	298	-
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、エアゾール製品に使用	12~14,800	-
パーフルオロカーボン (PFC)	変圧器の電気絶縁体ガスや半導体製造等に使用	7,390~17,340	-
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	半導体等の製造用や電子部品等の不活性液体等に使用	22,800	-
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングで使用	17,200	-

出典:「実行計画策定マニュアル」(平成26年3月環境省地球環境局作成)、温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(平成27年4月環境省地球環境局作成)

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

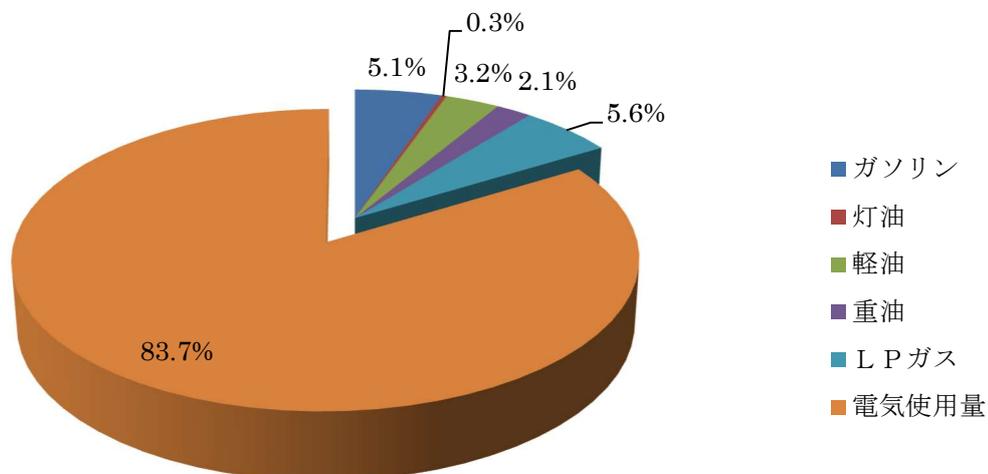
1. 基準年度の温室効果ガス排出量

平成31年度（令和元年度・基準年度）の公用車及び暖房用燃料、ガス、電気の消費に伴う二酸化炭素排出量は、以下のとおりです。

項目	単位	①使用量	②排出係数	排出量 (kg-CO ₂) ①×②	割合 (%)	
燃料 使用量	ガソリン	ℓ	12974.81	2.32	30,102	5.1
	灯油	ℓ	678	2.49	1,688	0.3
	軽油	ℓ	7,290	2.58	18,808	3.2
	重油	ℓ	4,500	2.71	12,195	2.1
	LPガス	Kg	11,034	3.00	33,102	5.6
電気使用量	kwh	1,539,591	0.319	491,130	83.7	
計				587,025	100	

2. 要因別の排出状況

基準年度の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、電気使用に伴うものが全体の83.7%を占め、次いでLPガスの使用が5.6%を占めています。



3. 削減目標

相良村は、計画期間中に役場庁舎等から出る温室効果ガス総排出量を、平成31年度（令和元年度）を基準として令和12年度までに、10%の削減を目標とします。

また、各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の10の規定に基づき、年1回、公表します。

項目		基準年度排出量 (kg-CO2) 平成31年度	削減率 (%)	目標排出量 (kg-CO2) 令和12年度
燃料 使用 量	ガソリン	30,102	10	27,092
	灯油	1,688	10	1,519
	軽油	18,808	10	16,927
	重油	12,195	10	10,975
	LPガス	33,102	10	29,792
電気使用量		491,130	10	442,017
計				528,322

第3章 目標達成への取り組み方針と項目

1. 取り組み方針

計画では、職員ひとりひとりの本計画への理解と環境配慮意識の向上が重要であり、すべての職員が容易に実施でき、なおかつ共通のルールとしての浸透、全庁的な展開を図るため、日常業務に関する取り組みの重点強化を基本方針とします。

また、併せて、地球温暖化防止等に関する情報の提供や本計画の取り組みの成果公表により、職員への周知を図ります。

2. 取り組み項目と具体的な内容

基本項目①	庁内及び関連施設におけるエネルギー使用の取り組み
照明機器、空調機器、給湯設備の適切な管理及び事務機器の待機電力のカットによりエネルギーの使用時間、使用量の削減を図ります。	
小項目	具体的内容
照明	<ul style="list-style-type: none">・ 事務室以外の会議室、印刷室、トイレ等のこまめな消灯・ 勤務時間前後や昼休みでの不要な照明の消灯・ 消し忘れの防止、退庁時確認の慣行
冷暖房	<ul style="list-style-type: none">・ 空調の適切な温度設定及び稼働時間の効率化（夏 27℃、冬 20℃）・ フィルター清掃等による空調効率の維持・ ブラインド、カーテン等を利用して、空調効率を高める・ クールビズ（夏季の軽装等）、ウォームビズ（冬季の温かい服装や工夫等）の推進
事務機器	<ul style="list-style-type: none">・ 離席時はPC画面を閉じ、外出時は電源を切る・ 長時間使用しない機器のコンセントを抜く・ 省エネモード、省エネタップ等の活用
電気ポット	<ul style="list-style-type: none">・ 退庁時にお湯を捨てコンセントを抜き、勤務時間外は利用を控える・ 湯茶やマイボトルの各自持参の推進
保守管理	<ul style="list-style-type: none">・ 定期的な清掃・点検、検針確認による異常検出・早期発見

その他	・節水、緑化カーテンの推進
-----	---------------

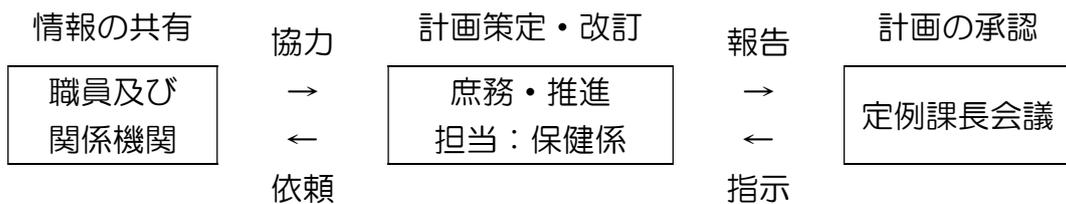
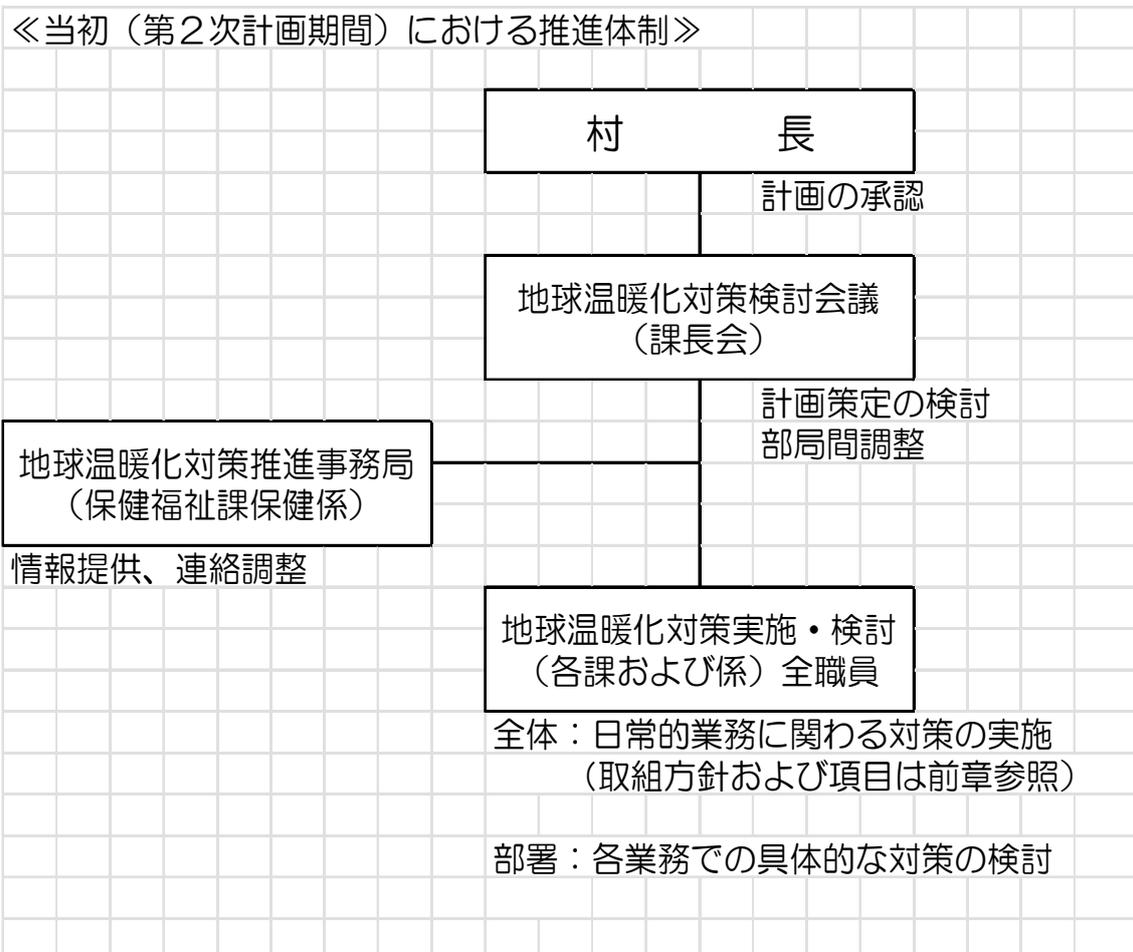
基本項目②	公用車における取り組み
安全運転はもとより、環境配慮や燃費向上に資するエコドライブを推進します。	
小項目	具体的内容
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・経済速度の維持（等速走法、車間確保）に努める ・急加速、急発進は行わない ・無用なアイドリングやエアコンの過度な使用を慎む ・到着時間に余裕をもって出発し運転する ・不要な荷物を積んだままにしない ・カーナビ、ラジオなど道路交通情報の活用
点検・保守	・運転前のタイヤ空気圧点検等
適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・出張等での乗り合わせ等 ・適正台数による効率的運用
計画等	・更新等ではなるべく低公害・低燃費車（次世代型自動車）の優先的導入を図る

基本項目③	その他の取り組み
事務物品の使用や調達、庁内廃棄物の処理等において省資源化、環境負荷低減を図ります。	
小項目	具体的内容
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・紙類のミスプリントや過剰印刷の防止の徹底 ・両面コピーの活用や裏紙印刷などの工夫、省資源化 ・庁内情報グループウェア、電子メールの有効利用、電子決済システムの導入
廃棄物（3R活動）	<ul style="list-style-type: none"> ・マイ箸、マイカップ利用促進など廃棄物の減量（リデュース） ・排出ごみの分別、資源化促進（リサイクル） ・プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進 ・封筒、ファイルなどの再利用促進（リユース）
物品購入	・グリーン購入適合商品、環境配慮型製品の積極的な導入
情報共有	・エコ活動、環境保全等の有益な情報の共有や教育研修の開催

第4章 推進体制及び点検・見直し、公表

1. 推進体制

本計画は、次の体制で実施します。



2. 進行管理

実行計画は次のPDCAサイクルの考え方に基づき、点検・見直しを含め、組織的、継続的な進行管理を図ります。

段階	主体	内容
計画 (Plan)	各課長	課長会議等において、計画の決定及び変更を行い計画担当部署（保健福祉課保健係）に対して実行・公表を指示します。
	保健係	計画の見直しを検討し、会議に提案します。
実行 (Do)	全職員	目標達成に向けて主体的な行動、創意工夫に取り組みます。
	保健係	取り組みの指導や啓発、情報提供を行います。
点検 (Check)	各事業・施設 担当者	毎年5月に各事業に伴う排出量や取り組みの進捗を確認します。（チェックシートによる点検・評価）
	保健係	チェックシートのとりまとめ等の集計、分析を行います。
改善 (Action)	各事業・施設 担当者 保健係	問題点の洗い出しや課題及び解決策の検討を行います。また、意見や改善提案を募ります。

3. 公表

実行計画の実施状況については、相良村ホームページなどで毎年公表します。